



埼玉県報

号外第 10 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 31 日
木曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（生涯学習文化財課）

条例

- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（生涯学習文化財課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例三十九号）（生涯学習文化財課）

一 趣旨

「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令」第一条により、文化財保護法施行令が一部改正されることに伴う規定の整備をするための改正

二 内容

文化財保護法に基づく事務の一部を各市が処理することとなったことに伴う規定整備のための一部改正

三 施行期日

平成二十八年四月一日

条 例

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一項第一号事務の欄中「トまで及びリ」を「リまで及びル」に、「同号チ」を「同号ヌ」に、「同号ヌ」を「同号ヲ」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。